

# 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令案概要

## 1. 改正の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、個人番号カードの申請・交付方法の多様化により必要となる個人番号カードの交付に係る事務に関する規定の整備等を行う。

### (1) 個人番号カードの交付方法（第 23 条の 2）

改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 13 条第 2 項ただし書は、交付申請者が住所地市町村の事務所等（又は経由市町村の事務所等）に出頭して交付申請書を提出した場合において、当該交付申請者が確実に受領することができる方法によって、個人番号カードを交付することができる旨を規定しているが、当該交付方法として、名宛人本人又は名宛人に代わって受け取ることができる差出人の指定した者に限り交付し、又は配達する方法を規定するもの。

### (2) 個人番号カードの暗証番号（第 33 条）

本条は、交付申請者本人又はその法定代理人若しくは当該交付申請者の指定した者が個人番号カードの交付時に行う暗証番号の設定について規定しているが、個人番号カードの申請・交付方法の多様化に伴い、新たに規定された交付方法における暗証番号の設定に関する事務手続を規定するもの。

### (3) その他所要の改正

指定都市読替えの規定の改正（第 48 条）や、通知カード及び個人番号カードの様式の改正（別記様式第 1・第 2）等、その他所要の改正を行う。

## 2. 施行期日

公布日

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号） 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（個人番号カードの交付申請）</p> <p>第二十条 交付申請者は、<u>令第十三条第一項前段</u>に規定する交付申請書（以下「交付申請書」という。）に署名し、又は記名押印しなければならぬ。ただし、総務大臣の定める方法により交付申請書を提出する場合には、この限りでない。</p> <p>（交付申請書の記載事項）</p> <p>第二十一条 <u>令第十三条第一項前段</u>の総務省令で定める事項は、交付申請者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別とする。</p> <p>（交付申請書に添付する写真）</p> <p>第二十二条 <u>令第十三条第一項前段</u>の規定により交付申請書に添付する写真は、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景のものとする。</p> <p>（個人番号カードの交付方法）</p> <p>第二十三条の二 <u>令第十三条第二項ただし書</u>の総務省令で定める方法は、名宛人本人又は名宛人に代わって受け取ることができる差出人の指定した者（以下「名宛人等」という。）に限り交付し、又は配</p>	<p>（個人番号カードの交付申請）</p> <p>第二十条 交付申請者は、<u>令第十三条第一項</u>に規定する交付申請書（以下「交付申請書」という。）に署名し、又は記名押印しなければならぬ。ただし、総務大臣の定める方法により交付申請書を提出する場合には、この限りでない。</p> <p>（交付申請書の記載事項）</p> <p>第二十一条 <u>令第十三条第一項</u>の総務省令で定める事項は、交付申請者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別とする。</p> <p>（交付申請書に添付する写真）</p> <p>第二十二条 <u>令第十三条第一項</u>の規定により交付申請書に添付する写真は、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景のものとする。</p> <p>（新設）</p>

達する方法（名宛人等であることの確認を行うことにより交付又は配達するものに限る。）とする。

（個人番号カードの暗証番号）

第三十三条 令第十三条第二項本文又は第三項の規定により交付申請者又はその法定代理人が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、当該個人番号カードに四桁の数字からなる暗証番号（以下この条において「暗証番号」という。）を設定しなければならない。

2| 令第十三条第二項ただし書の規定により交付申請者が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者は、暗証番号を住所地市町村長（当該交付申請者が同条第一項後段の規定により交付申請書を提出する場合にあつては、同項後段に規定する經由市町村長を經由して住所地市町村長）に届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

3| （略）

4| （略）

（個人番号カードの暗証番号）

第三十三条 令第十三条第二項又は第三項の規定により交付申請者又はその法定代理人が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、当該個人番号カードに四桁の数字からなる暗証番号（以下この条において「暗証番号」という。）を設定しなければならない。

（新設）

2| 令第十三条第三項の規定により交付申請者の指定した者（当該交付申請者の法定代理人を除く。以下この項において同じ。）が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者の指定した者は、暗証番号を住所地市町村長に届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

3| 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを利用するに当たり、住所地市町村長その他の市町村の執行機関から暗証番号の入力を求められたとき又は住所地市町村長以外の市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機



第一条 (略)

一 (略)

二 第三章(第十七条、第十九条、第三十三条第二項及び第三十五条から第三十九条までを除く。)及び第四十八条第二項(同項の表第十八条、第二十三条及び第三十三条第四項の項から第三十二条第二項の項まで並びに第三十三条第三項の項に係る部分に限る。)  
並びに附則第二条の規定 法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日  
(施行の日=平成二八年一月一日)

三 (略)

別記様式第1 (第9条関係)

通知カード

個人番号  
氏名

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成二七年十一月五日)

一 第一条、第十七条、第十九条、第三十五条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十八条第二項(同項の表第三十五条第一項の項から第三十七条の項までに係る部分に限る。)の規定 公布の日

二 第三章(第十七条及び第十九条を除く。)及び第四十八条第二項(同項の表第十八条、第二十三条及び第三十三条第三項の項から第三十三条第二項の項までに係る部分に限る。)  
並びに附則第二条の規定 法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日  
(施行の日=平成二八年一月一日)

三 第四章の規定 法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

別記様式第1 (第9条関係)

通知カード

個人番号  
氏名

住所

年 月 日生 性別  
発行 年 月 日 交付地市町村長名

備考 1 大きさは、縦53.92mm以上54.03mm以下、横85.47mm以上85.72mm以下とする。

- 2 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されている場合には、氏名/通称として、併せて記載する。
- 3 裏面には追記欄を設ける。  
(削除)

別記様式第2 (第25条関係)

(表)

氏名  
住所

個人番号  
カード

写

年 月 日生 性別  
年 月 日まで有効  
交付地市町村長名

住所

年 月 日生 性別  
発行 年 月 日 住所地市町村長名

備考 1 大きさは、縦53.92mm以上54.03mm以下、横85.47mm以上85.72mm以下とする。

- 2 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されている場合には、氏名と併せて記載する。
- 3 裏面には追記欄を設ける。
- 4 その他、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

別記様式第2 (第25条関係)

(表)

氏名  
住所

個人番号  
カード

写

性別  
年 月 日生  
年 月 日まで有効  
住所地市町村長名

真

(裏)

個人番号  
氏名

年 月 日生

図形

備考 1 大きさは、縦53.92mm以上54.03mm以下、横85.47mm以上85.72mm以下とする。

- 2 半導体集積回路を組み込む。
- 3 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されている場合には、氏名／通称として、併せて記載する。
- 4 表面には追記欄を設ける。

真

(裏)

個人番号  
氏名

年 月 日生

図形

備考 1 大きさは、縦53.92mm以上54.03mm以下、横85.47mm以上85.72mm以下とする。

- 2 半導体集積回路を組み込む。
- 3 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の二十六第一項に規定する通称が記載されている場合には、氏名と併せて記載する。
- 4 表面には追記欄を設ける。

<p>5 裏面中「図形」の部分については、総務大臣が定める技術的基準によるものとする。 (削除)</p>	<p>5 裏面中「図形」の部分については、総務大臣が定める技術的基準によるものとする。 6 <u>その他、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。</u></p>
--	--